

資金の概要

小規模企業支援資金

目的 小規模企業者が必要とする長期資金の融通を円滑にして、企業経営の安定強化及び合理化を図る。

融資対象 小規模企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの

小規模企業者の範囲

業 種	資本の額又は出資の総額
商業・サービス業	5人以下
うち宿泊業・娯楽業*	20人以下
その他の業種	20人以下

※中小企業信用保険法施行令第1条の2で定める業種

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	4,000万円（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは8,000万円）
融資期間	10年（据置2年）以内
融資利率	5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%）
保証料率	すべて保証付き 年0.34～1.76%
保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる
担保	必要に応じて徴求